

改正 平成28年4月1日 海幕人第128号〔第1次改正〕

令和3年4月14日 海幕人第150号〔第2次改正〕

各 部 隊 の 長
各 機 関 の 長 殿

海上幕僚長

前任伍長制度運営要領について（通達）

標記について、前任伍長に関する達（平成15年海上自衛隊達第13号）第7条の規定に基づき、別紙のとおり定め、平成18年4月3日から実施する。

なお、海幕人第1410号（15. 3. 11）は廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：部内全般

原本等管理情報			取得文書管理情報	
作成年度：2006年度	開示	部分開示	不開示	取得年度：
起算日：2007.4.1	○			起算日：
保存期間：30年	区分：1 2 3 4 5 6			保存期間：
保存期間満了日：2037.3.31				保存期間満了日：
本紙を含め：7枚冊				本紙を含め： 枚冊

「発行区分：A」 「例規」

先任伍長制度運営要領

1 趣 旨

この運営要領は、先任伍長に関する達（平成15年海上自衛隊達第13号）（以下「達」という。）第7条の規定に基づき、先任伍長制度の運営に必要な事項及び先任伍長の業務処理について必要な細部事項を定めるものである。

2 任 務（達第3条関係）

(1) 任務の実施

部隊等の長は、付紙に示す要領を基準として、先任伍長に達第3条第1項に規定する任務を実施させるものとする。

(2) 先任伍長ネットワークの活動等

ア 先任伍長ネットワーク

達第3条第1項第4号に定める各部隊等間における情報交換等の枠組みをいう。

イ 各先任伍長の役割

部隊等先任伍長以外の各先任伍長は、先任伍長ネットワークを通じての活動に関し、その所属する部隊等の長の相互の調整の下、所在する地域又は所掌する職務等の枠組みにおける関係部隊等の各先任伍長の業務を総括することができるものとする。

(3) 人事会議等への参加

部隊等の長は、海曹士の人事業務を適正に実施する観点から、原則として部隊等の人事会議等（海曹士の昇任等の人事管理に必要な事項を決定する会議などをいう。）に先任伍長を参加させるものとする。

(4) 副長等の指導監督

ア 副長等は、先任伍長の業務の実施に際し、その業務が部隊等の長の意図、方針等に合致したものとなるよう指導監督するものとする。

イ 先任伍長は、部隊等の長に直接意見を述べる場合又は部隊等の長から直接の指示があった場合には、その内容等について、副長等に適時適切に報告するものとする。

3 先任伍長の指定等（達第5条関係）

(1) 選考に際しての意見聴取等

ア 部隊等の長は、先任伍長の適正な選考に資する観点から、現に先任伍長である者及び上級の部隊等の先任伍長に意見を求めるなど、幅広く情報を収集

するものとする。

イ 部隊等の長は、前任伍長の選考に際し、関係する任免権者に意見を求めることができる。

(2) 前任伍長指定の内示

前任伍長指定のおおむね1箇月前までに選考を行うものとし、指定する予定の者に内示するものとする。

(3) 前任伍長の指定要領等

前任伍長の指定及び取消しは、個別命令によるものとし、その書式は次の例による。

ア 指定する場合

「〇〇〇〇（部隊等名）前任伍長に指定する

階級 氏 名」

イ 指定を取消す場合

「〇〇〇〇（部隊等名）前任伍長の指定を解く

階級 氏 名」

(4) 部隊等前任伍長間の業務を総括する前任伍長の指定

特別に編成された部隊等、部隊等前任伍長以外の前任伍長が配置されていない場合には、必要に応じ、当該部隊等の長の相互の調整の下、指定する部隊等前任伍長に第2項第2号イの規定に準じて部隊等前任伍長間の業務を総括させることができる。

(5) 前任伍長補佐の指定

部隊等の長は、必要に応じ当該部隊等の海曹士の中から、前任伍長を補佐する者を指定することができる。

4 海上自衛隊前任伍長会報等（達第6条関係）

(1) 海上自衛隊前任伍長会報

ア 構成

(ア) 海上自衛隊前任伍長会報は、次に掲げる者をもって構成する。

a 海上自衛隊前任伍長

b 自衛艦隊等前任伍長

c 護衛隊群等前任伍長

d 海上自衛隊前任伍長が必要と認めた部隊等前任伍長

(イ) 議長は、海上自衛隊前任伍長をもって充てる。

(ウ) 幹事及び庶務担当者については、それぞれ自衛艦隊等前任伍長及び護衛隊群等前任伍長の中から海上自衛隊前任伍長が指定する。

イ 運 営

- (ア) 議長は、海上自衛隊先任伍長会報の運営に当たる。
- (イ) 幹事は、海上自衛隊先任伍長会報の事務を行う。
- (ウ) 庶務担当者は、幹事を補佐する。

ウ 報 告

議長は、海上自衛隊先任伍長会報終了後速やかに実施結果について、海上幕僚長に報告する。

(2) その他の先任伍長会報

- ア 部隊等の長は、必要に応じ、海上自衛隊先任伍長会報に準じて当該隷下部隊等の先任伍長会報を開催させる。
- イ 指揮系統を異にする部隊等において調整を必要とする場合には、当該部隊等の長の協議により、前号に準じて合同の先任伍長会報を開催させることができる。

5 業務実施計画等

- (1) 部隊等の長は、先任伍長（部隊等先任伍長を除く。）に、その業務を計画的かつ効果的に実施させるため、先任伍長の実施項目を部隊年度業務計画の計画事項において示すものとする。
- (2) 先任伍長（部隊等先任伍長を除く。）は、部隊等の特性を勘案し、部隊年度業務計画と同時に年度勤務目標を作成し、適宜の方法により、関係する先任伍長間で共有するものとする。
- (3) 先任伍長は、当該部隊等の年度業務計画に基づき、海上自衛隊先任伍長、関係する自衛艦隊等先任伍長又は護衛隊群等先任伍長の実施項目を勘案して計画的に業務を行い、その実施状況について、副長等を通じて部隊等の長へ報告する。

6 先任伍長講習

- (1) 先任伍長予定者に対し、年4回を標準に必要な知識及び技能の修得並びに資質の向上を目的とした先任伍長講習を行う。先任伍長予定者は、先任伍長として指定を受けるまでにこれを受講するものとする。
- (2) 前号の規定は、現に先任伍長に指定されている者で、先任伍長講習未受講の者について準用する。
- (3) 先任伍長講習の実施に関する細部事項については、人事教育部長から別途通知させる。

(4) 前任伍長講習修了者については、勤務記録抄本の特記事項欄に次の要領により記載するものとする。

平成〇〇年度第〇回前任伍長講習受講

7 事務官等に対するサービスの指導

部隊等の長は、当該部隊等における事務官、技官及び教官の中で必要と認める者に対しては、前任伍長に、規律及び風紀の維持に係るサービスの指導を実施させることができる。

先任伍長業務実施要領

先任伍長は、部隊等の長の命を受け、当該部隊等の副長等の指導監督の下、当該部隊等の海曹士を総括し、必要に応じ関係部隊等の各先任伍長と調整して、次の業務を実施する。

1 規律及び風紀の維持をはじめとする海曹士のサービスの指導

(1) 共 通

ア 部隊等を巡回して海曹士に対する講話その他懇談を実施し、海曹士のサービス状況の把握に努めるとともに、そのサービスを指導する。

イ その他、海曹士のサービス全般について部隊等の長を補佐し、これに係る部隊等の長の命じる事項に任ずる。

(2) 海上自衛隊先任伍長

ア 部隊等に共通する海曹士に対するサービス指導参考資料を作成し配布する。

イ 海上幕僚監部の人事教育部補任課サービス室担当者又は担当副監察官と情報交換を行い、密接な連携を図る。

(3) 自衛艦隊等先任伍長及び護衛隊群等先任伍長

地方総監部の管理部人事課サービス係担当者又は監察官付と情報交換を行い、密接な連携を図る。

(4) 部隊等先任伍長

当該部隊等の警衛海曹、甲板海曹、分隊先任海曹又はその他の役員と連携しつつ、その業務を実施する。

2 部隊等の団結の強化への寄与

次のような活動により、上下風通しの良い隊風の育成に努め、部隊等の団結の強化を図る。

(1) 部隊等の長の意図、方針等を当該部隊等の海曹士に正確に伝えるとともに、海曹士の状況を的確に把握して適時適切に副長等を通じて部隊等の長に報告する。

(2) 海上自衛隊先任伍長、自衛艦隊等先任伍長及び護衛隊群等先任伍長にあつては、必要に応じ部隊等の長の視察等に随行し、関係部隊の海曹士の状況の把握に努めるものとする。

3 海曹士の士気の高揚等に係る活動の推進

部隊等における各種競技会及び各種行事の円滑な運営に積極的に関与するとともに、参加者相互の交流が深まるよう、当該担当者その他関係者を補佐する。

4 各部隊等間における情報交換等の推進

- (1) 先任伍長ネットワークを通じて、主として服務に係る情報交換を実施するとともに、部隊等の長が特に必要と認める事項については、この枠組みを通じて当該部隊等の海曹士への周知徹底を図るものとする。
- (2) 海上自衛隊と陸上自衛隊、航空自衛隊又は米海軍との間における曹士相互の交流の機会を積極的に作為し、その推進に寄与する。

5 海曹士の人事業務に関する助言

部隊等の長に人事業務に関して意見を求められた場合又は部隊等の人事会議等において、海曹士の勤務状況等及び先任伍長ネットワークを通じて得られた情報を踏まえ、適切に進言するものとする。